

## 「令和2年度 国際まち美化事業」委託に関する仕様書

### 1. 件名

令和2年度 国際まち美化事業

### 2. 委託期間

契約締結日から令和2年12月28日（月）まで

### 3. 業務の目的

この事業は、外国人留学生と日本人学生等が、クリーンステーションなどの生活に密着した場所や、人通りの多い場所、あるいは外国人コミュニティ内等で取り組む、ごみ出しルールの呼びかけ・周知や、清掃活動などのまちの美化活動、環境にやさしい活動等により、美しいまちづくりを実現することを目的とする。

### 4. 業務内容

外国人留学生や日本人学生等が、以下に挙げる3つの項目を柱として主体的にまち美化に繋がる活動をするために、学生等のマッチングやコーディネート、企画・運営を行う。なお、活動内容は事前に神戸市と協議の上、決定すること。また、活動に参加する外国人留学生は、神戸市が紹介する。

#### (1) クリーンステーションでの活動

外国人留学生の入学時期である春と秋に、神戸市が指定するクリーンステーションにおいて、概ね午前7時から9時の時間帯に、あいさつやルール周知の声かけなどによる見守りや、簡易な清掃活動を行う。なお活動時の人数は2名以上とする。

#### (2) 外国人コミュニティ及び地域等との連携

活動を通じて、積極的に外国人コミュニティ、地域の住民や日本語学校等との繋がりを深める。

#### (3) 情報の発信

外国人留学生や日本人学生等が、SNSなどを活用し、自分たちの活動やまち美化に関する情報を発信する。

### 5. 活動の報告

活動日毎に日報を作成し、毎月末に活動報告としてまとめ、翌月上旬に環境局業務課へ提出する。なお、日報についてはSNSを利用するなど様式は問わない。

また、春・秋の活動終了後及び委託期間終了後には総括報告書を環境局業務課へ提出する。

### 6. その他

- ・活動に当たっては、予め関係法令等を確認し、それを遵守すること。
- ・必要に応じて道路使用許可申請など、関係機関への手続きを行うこと。
- ・活動中においては、神戸市と常に情報連絡が可能な体制とすること。

- ・活動中の事故等に備え、予めボランティア保険等へ加入すること。
- ・活動中に発生した事故については、速やかに環境局業務課に報告すること。
- ・市所定の「委託契約約款」に基づく委託契約を市と締結することとし、当該業務に係る個人情報の取り扱いについては、神戸市個人情報保護条例，神戸市情報セキュリティポリシーについて遵守すること。
- ・本業務の運営については、神戸市と十分な協議のうえ実施すること。また，協議を行った場合は，速やかに議事録を作成し，双方で協議内容の確認を行うこと。